

国民年金だよ



平成29年8月から、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年以上に変更されます

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。対象となる方には、日本年金機構から「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。お手元に届きましたら、必ず、

「ねんきんダイヤル」で予約の上、年金事務所にお越しいただくか、役場窓口で手続きをお願いします。

■「資格期間」とは？
■国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間

■サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）

■年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受け取ることができます。

※年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。（10年間の納付では、受けとる年金額はおおむね、その4分の1になります。）

■国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納め

ることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくようご案内させていただいております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主）の財産を差し押さえることがあります。ので、早めの納付をお願いします。所得が少ないなど国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、年金事務所や役場窓口でご相談ください。

■国民年金保険料免除などの申請について

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基

礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、年金事務所や役場窓口で手続きをしてください。

平成29年度の免除などの受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月から平成30年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請できる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、一度、年金事務所や役場窓口でご相談ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002